

# 「当選した」というメールがきても 無視してください！



（消費者庁イラスト集より）

県消費生活センター  
キャラクター  
“ケロちゃん”

- 「お金を受け取って」というメールがしつこく、返信したところ、登録料などを求められ、支払ったがお金が受け取れないという相談が寄せられています。
- 個人情報を知られてしまう危険もありますので、メールは開かずにすぐ削除しましょう。
- 少しでも不安な場合は、すぐに消費生活相談窓口にご相談ください。

◆申し込んでいないのに当選することはありません！

◆知らない人が大金をくれることはありません！

相談先（消費者ホットライン）〔**188(いやや!)**〕

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！